

I はじめに

川崎市は、1985（昭和 60）年の女性行動計画「川崎市男女共同社会をめざす計画」策定以後、さまざまな分野に根強く残る性別による固定的な役割分担意識や性差別などの男女平等を阻害する要因を取除き、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組みを進めています。

2001（平成 13）年 10 月に施行された男女平等かわさき条例（川崎市条例第 14 号。以下「条例」という。）は、川崎市の男女平等施策の法的根拠となるものであり、川崎市における男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の基本理念、取り組むべき施策及び推進体制を明確にしました。

条例において掲げられている「男女平等のまち・かわさき」は、市、市民、事業者それぞれがその役割に基づき、主体的に行動しながら、連携・協働し、実現されるものであるとしています。

この考え方は、2003（平成 15）年 11 月、条例第 17 条の規定に基づき設置された川崎市男女平等推進審議会の「川崎市男女平等推進行動計画について」答申（以下「答申」という。）の中で、行動計画に欠かせない基本的要件のひとつとして盛り込まれています。

そして、答申の内容を最大限に尊重し、川崎市男女平等推進行動計画「かわさき☆かがやきプラン」（以下「行動計画」という。）が策定されました。

行動計画では、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向け、あらゆる施策において男女平等を総合的かつ計画的に推進するために、市民や事業者と計画の目標を共有し、その達成に向け、対等なパートナーシップを組み、協働して推進することとしています。そのための具体的施策として、男女平等推進のためのネットワークを設置することが掲げられています。

行動計画に盛り込まれた施策の実効性を高める目的で、今回、ネットワークの設置について答申します。